

## 第15回 八山系砂防総合整備計画フォローアップ検討会 議事要旨

日時:令和6年3月1日(金)

13:30~15:10

場所:県庁3階 会議室302

### 1 議事

議事1)前回検討会の意見への対応

議事2)現計画の進捗状況・評価について

議事3)次期計画改定案・指標検討について

議事4)令和6年度の砂防事業新規箇所について

### 2 議事要旨

(1)前回検討会の意見への対応、現計画の進捗状況・評価について

委員:土砂災害警戒区域の指定数において、残り区域指定が必要な箇所の完了はいつ頃か。

事務局:令和5、6年度に区域指定実施予定。

委員:新たに土砂災害警戒区域に指定すべき箇所はあるか。

事務局:今後も調査・区域指定すべき箇所はある。

委員:要配慮者利用施設について、近年、外国籍の方が通う学校等で、避難に不安を抱えている方がいると聞く。八山系砂防総合整備計画ではどう対応しているか。

事務局:市町村が定める地域防災計画に記載された要配慮者利用施設に対し、必要な事業を実施している。学校施設における要配慮者利用施設は、学校教育法第1条に基づく施設(幼稚園、小学校、中学校等)となる。外国籍の方が通う学校であっても、学校教育法に基づく施設であれば要配慮者利用施設とされる。許可を得ていない学校などは私塾的な扱いとなり要配慮者利用施設とはならない。

委員:要配慮者利用施設の避難確保計画作成において、その母数となる施設数は変わっていないか。

事務局:年2回調査し、施設数の変化等を確認している。現状、724施設あり、697施設で避難確保計画を作成している。現計画の目標・実績は、平成30年当時の施設数に対するものとなる。

委員:ハード対策についても同様に施設整備すべき箇所数は変化しているか。

事務局:土地利用状況等の変化、土砂災害警戒区域の指定数の増加により施設整備すべき箇所数に変動が生じている。

(2)次期計画改定案・指標検討について

委員：ハード対策において、現計画の目標値と次期計画の目標値で相違する値が記載してある項目があるが、どのような変化があるか。

事務局：要配慮者利用施設、避難所の施設整備については、新規区域指定、施設の移転、市町村の地域防災計画からの除外等の土砂災害特別区域の変化による。

委員：要配慮者利用施設の避難確保計画の説明の中で、要配慮者利用施設は増加したと説明があった。土砂災害警戒区域の要配慮者利用施設が増加したのであって、土砂災害特別警戒区域に新たに要配慮者利用施設が増加したということは無いということによいか。

事務局：委員発言の通り。

委員：要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域に開設されたとあるが今後発生しないようにできるか。

事務局：土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設開設に対する法規制はないため困難。しかし、その土砂災害警戒区域内に設置すると施設管理者に対し避難確保計画作成が義務付けられるため、警戒避難体制の確保がされた上で設置されることはあると考える。また、不動産取引の際に土砂災害警戒区域である旨の重要事項説明が行われるため、不動産購入・要配慮者利用施設設置を避ける事もあると考える。

委員：重点実施すべき施設整備の見直しのなかで、「孤立集落」との記載があるが具体的に何を実施するか。

事務局：優先順位表内、優先順位2の中で、「土砂災害特別警戒区域内にある集落(人家10戸以上)」、「土砂災害警戒区域内にある集落(人家50戸以上)」の箇所数は非常に多くある、これらの中で、どこを着手するかについては、う回路の無い孤立集落がある場合は、事業箇所選定時、考慮すべき事項として考えていく。

委員：孤立集落とはどのような箇所か。人家5軒など人家が少ない箇所は含まれないか。

事務局：孤立が予想される集落のことを指している。事業採択基準(レッド10戸、イエロー50戸)に合致し、どの箇所を優先的に実施するかの条件の1つとして考えている。

委員：老朽化対策の優先順位1～12とはどのような基準で定めているか。

事務局：岐阜県が策定した「岐阜県砂防関係施設長寿命化計画」で定めた優先順位となる。優先順位は保全対象の近・遠、砂防関係施設の損傷部位、保全対象の重要性(避難所、要配慮者利用施設、防災拠点等)の3段階の選考を行い、優先順位を定めている。

委員：流域治水への取組みは、すでに流域治水対策協議会などがあるが、どのように対応する予定か。

事務局：流域治水における砂防に関する施策が具体的に示されてきたことから、新規施策として次期計画で取り組むもの。流域治水対策協議会に継続して参加し、流域治水「砂防」に取り組む。

委員：土砂災害警戒区域をGISに表示しているが、アクセス数はどの程度か。アクセス数をより増やす策を実施してはどうか。

事務局：平成29年はアクセス数約4万回、令和4年度はアクセス数約7万回であった。今後も閲覧数を増やす取り組みを実施していく。

委員：土砂災害警戒区域の看板に、土砂災害に関する情報を確認するサイトを記載とあるが有効な方法か。

事務局：土砂災害警戒区域の看板には、土砂災害警戒情報ポータル(土砂災害危険度・雨量情報を提供)サイトを記載している。土砂災害危険度等の情報を入手できる場をより多く提供し、警戒避難につなげていきたいため、看板を設置していく。

委員：流域流木対策において、林野部局との情報共有で具体的に実施していることは何か。

事務局：流域流木対策は、流域全体の流木がどの程度発生するか調査し、林野事業と砂防事業が協働して、対策を実施するもの。林野部局が調査を開始したことから、その結果を林野部局、砂防部局で共有し、今後実施できることを協議していくとしたところ。

委員：土砂災害防止法において、移転勧告することができるかとあるが、事例はあるか。

事務局：土砂災害防止法に基づく移転勧告は県内ではない。

委員：砂災害警戒区域の看板を、設置していくことは必要と考えるが、設置後の維持管理・更新も検討していくこと。

事務局：指摘の通りであり今後検討していく。

### (3)令和6年度の砂防事業新規箇所について

質疑無し